

# 垂水市義歯等作成費用助成金交付事業

## 対象者

令和8年度に健康チェックを受診した方で口腔ブースにおいて、口腔機能調査結果票を受取り、義歯（入れ歯）、ブリッジ、インプラントの作成を希望する方。

## 助成額

下記の作成費用等に要した自己負担額の1/2（上限1万円）  
内容：義歯（入れ歯）、ブリッジ、インプラントに限る。  
※上記の作成を行わない場合は対象となりません。

## 手続きの流れ

事前に登録申請が必ず必要



本市に事前に「登録申請書」を提出

### 【申請方法】

令和8年度健康チェックを受診後、**1か月以内**に保健課にて登録申請が必要です。  
持参するもの：口腔機能調査結果票（口腔ブースで配布されたもの）



市より「登録決定通知書」を受けとる。



登録通知書受取後、**1か月以内**に歯科医療機関へ受診。

歯科医療機関にて、歯科医師と「義歯（入れ歯）、ブリッジ、インプラント」の作成が必要かを**要相談**



**YES**  
（治療必要）



**NO**  
（治療必要なし）



治療が完了後、**1か月以内**に下記の書類を保健課へ提出。

- ① 登録決定通知書
  - ② 歯科医療機関から発行された領収書及び診療明細書の写し
  - ③ 振込口座の写し
- ※途中で作成等を断念された方は助成の対象にはなりません。

助成対象外

歯科医師の指示に沿って適切な治療を行ってください。

助成を希望される方は、**登録申請が必要**です。  
**必ず**保健課まで問い合わせてください。

